質問第七〇号

台風被害を受けた八丈島の事業再建支援に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年十二月十二日

山本太郎

参議院議長 関口昌一 殿

台風被害を受けた八丈島の事業再建支援に関する質問主意書

私は、令和七年十二月五日の参議院災害対策及び東日本大震災復興特別委員会において、令和七年台風第二十二号及び台風第二十三号（以下「台風」という。）による被害を受けた八丈島の事業再建支援に関して、「八丈島の災害で苦しむ事業者に二重ローン解消の救済策、お願いしたいんです。」、「東日本大震災の二重ローン救済策と同じようなスキーム、事業者を救うということで至急検討お願いできないですか。」と質疑した。これに対し、あかま二郎内閣府特命担当大臣（防災）は、「内閣府防災としてそれを賜ることができるかどうかを含めて丁寧に議論をしていきたいと思います。」と答弁した。また、「防災担当大臣、困っている事業者に、まず数か月、半年間でもいい、事業継続できるための給付金を出せるように総理に御相談いただけないですか。」との質疑に対しては、「政府・与党として、また与党内にはそれぞれのそうしたセクションとしての政調機能がありますので、そうしたところとも相談しながら考えたいと思います。」と答弁した。

以上を踏まえて、以下質問する。

一　前記の質疑で私が求めた「八丈島の災害で苦しむ事業者に二重ローン解消の救済策」について、その

後、あかま内閣府特命担当大臣は議論した結果、どのような結論を出したか示されたい。結論が出ていない場合、いつまでに結論を出すか、どのような形で結論を示すか、見通しを示されたい。

二　前記の質疑で私が求めた「困っている事業者に、まず数か月、半年間でもいい、事業継続できるための給付金」について、その後、あかま内閣府特命担当大臣は政府・与党のどのような相手と相談をしたのか示されたい。

三　台風による被害を受けた事業者の事業継続のために、返済不要で使途を限定しない給付金を支給する考えがあるか示されたい。支給する考えがない場合、その理由を示されたい。

四　前記の質疑で私は「事業継続できるための給付金を出せるように総理に御相談いただけないですか。」と求めたが、あかま内閣府特命担当大臣が「総理に相談する」と答弁しなかった理由を明確に示されたい。

右質問する。